

都道府県献血推進計画の策定義務付けの廃止に係る調査

問1

現行法では、同計画は策定が義務付けられていますが、これに係る見直しについて、貴団体はどう考えますか。

- 1 同計画の策定の義務付けを廃止すべき
- 2 同計画の策定の義務付けは努力義務規定又は「できる」規定とすべき
- 3 同計画の策定の義務付けは現状維持とすべき
- 4 同計画の策定の義務付けは現状維持とした上で、計画期間及び内容等を見直すべき

1を選択した団体	6団体	(13.0%)
2を選択した団体	7団体	(15.2%)
3を選択した団体	10団体	(21.7%)
4を選択した団体	23団体	(50.0%)

計 46団体

(※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。)

(※佐賀県からは「1若しくは2」と回答いただいております。上記に含めておらず、構成比も佐賀県を除く46団体を100%として算出しております。)

問2（【問1】で1、2を回答した団体はお答えください。）

血液法第5条に定める地方公共団体の責務をどのように果たすのかお答え下さい。
（必須記載）

【問1】で「1 同計画の策定の義務付けを廃止すべき」を選択した団体

●【神奈川県】

「県計画は、国計画及び受入計画を基に作成しているが、国計画において、献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策が示されているため、現状、県計画は形式的なものとなっており、県の施策遂行上、県計画の策定が必要不可欠なものとは言えない。

これら計画の中で重要な事項の一つである確保すべき血液の目標量（以下「目標量」という。）は採血事業者の受入計画作成時に、各都道府県に事前協議済みであり、県計画において受入計画と異なる目標量を設定する余地はない。

以上を総合的に勘案すると、県計画策定以外の方法によっても献血に関する必要な取組は実施可能であり、県計画策定の代替策が講じられているのであれば、県計画策定は必ずしも必要ではないと考える。」

という提案団体の意見に賛同するものである。

●【和歌山県】

本県で別途作成している長期総合計画及び保健医療計画において献血に関する計画も立てており、こちらを用いることで、計画的に献血推進施策を実施するとともに、国計画や採血事業者の受入計画との整合性も図りながら進捗状況の確認・評価及び見直しが可能となっている。

また、献血に関する普及啓発、目標量を確保するために必要な措置等も、法及び国計画に従い県計画がなくとも県が実施すべきであり、本県においては、市町村担当者会議（県血液センターも参加）等を毎年開催しており、県内市町村及び県血液センターと連携を密にし、種々の取組を実施していく。

仮に、献血の推進及び血液製剤の適正な使用に関する施策についての重要事項の調査審議に関することが生じた場合には、本県の献血推進協議会（学識経験を有する者、医療関係団体の代表者、報道機関の代表者等から構成）を開催し、審議いただく体制もとっている。

以上のことから、県計画がなくとも血液法第5条に定める地方公共団体の責務を果たすことは可能であると考えている。

●【徳島県】

献血の推進については、国計画において示された献血推進の実施体制と都道府県の役割、献血推進のための具体的な施策を基本とし、重要な事項である確保すべき血液の目標量は、採血事業者の受入計画作成時に実施する事前協議において、県内の献血状況、推進への取組を十分に考慮・検討協議し、決定している。

大規模に行うキャンペーンなどは厚生労働省からの通知に沿い、県で実施要綱を定めて、採血事業者、各市町村等関係機関の協力を得て啓発等を実施しており、県独自での取組みに関しては、予算編成時に事業計画を立てて実施しており、これらにより血液法第5条に定める地方公共団体の責務を果たしていくよう考えている。

●【福岡県】

献血の実施については県赤十字血液センターと協同し、普及・啓発を行っており、毎年度、若年層対策のセミナー実施、複数回献血者の確保のための周知、市町村及び献血協力団体との研修会などを実施することにより、その責務を果たしているものとする。

●【大分県】

現状、当県でも都道府県献血推進計画があまり重要な位置づけにはない印象がある。策定義務が廃止された場合でも、提案自治体の意見のとおり法や各通知に基づき、これまでと同様に市町村や血液センターと連携しながら献血の普及啓発等を進める考えである。

●【宮崎県】

県計画を策定しない場合であっても、法や国計画に基づき、献血に関する普及啓発や目標量を確保するために必要な措置等に関する取組について実施すること、献血推進協議会の開催により、県内市町村や血液センターと密に連携を取りつつ普及啓発を行うこと等により責務を果たせると考える。

【問1】で「2 同計画の策定の義務付けは努力義務規定又は「できる」規定とすべき」を選択した団体

●【栃木県】

栃木県では栃木県献血推進協議会を設置しており、献血思想の普及、献血者の組織化その他献血の推進を図っている。本協議会において次年度の献血推進計画について協議し、委員の承認をもって計画を策定している。

仮に血液法に基づく計画の策定の義務づけが廃止となった場合でも、今までと変わらず献血推進計画の策定を行う予定である。

●【埼玉県】

当県としては、毎年計画を策定し、市町村及び採血事業者と連携し、計画を運用することで計画的な血液の確保を行っているため、今後も義務付けの有無にかかわらず、計画を策定していく予定である。

しかし、本来は自治体の実情を踏まえ、献血推進を行うべきである。計画策定を必須とせず、各自治体の実情に応じて、計画的に血液を確保する対策を講じることができるのであれば、法第5条に定める責務は果たせると考える。

●【長野県】

一般論として、計画策定を義務付けている法令等が非常に多く、地方自治体の負担が大きいことから、地方行政の効率化に資するという趣旨から計画の義務付けまでは必要ないのではないかと考えている。

ただし、本県の現状を踏まえると、献血は重要な課題と認識しており、少なくともその必要性が認められる間は、今後も献血推進計画を策定していく。

●【岐阜県】

努力義務規定により、引き続き、都道府県献血推進計画を定め、献血事業を推進する。

●【鳥取県】

鳥取県では、採血事業者との事前協議の上で設定した確保すべき血液の目標量について、県内各市町村へ協力依頼及び設定量についての確認を得ているため、改めて県計画を策定せずとも献血の確保への連携を十分に果たすことができる。

また、国計画で記載されている全国的なキャンペーンの実施などについては、厚生労働省から開催時期に発出される通知をもとに、県での運動計画又は関係機関への協力依頼の通知を作成し、広く県内への周知及び啓発ができています。

●【香川県】

本県においては、引き続き血液法に基づく献血の推進に関する計画を策定することにより同条の責務を果たしていくが、地域の実情に応じて他の手法により同条の責務を果たすこととしても差し支えない。

●【沖縄県】

献血セミナー等の開催により住民（特に若年層）の献血への理解を深める、市町村や企業団体などに対して採血事業の受け入れについて協力要請するなどの献血普及啓発事業により、責務を果たしているものとする。

上記事業は都道府県計画の策定義務に関わらず、法や国計画に則って実施されるべきものであり、県計画策定を「義務」としなくても献血に関する普及啓発や目標量確保に必要な措置を講ずることは可能である。

また、月単位で目標量に届かず、血液製剤の不足が懸念される場合は、県広報手段を通じて県民に対し緊急呼びかけを行うなど、採血事業者である県血液センターと常に連携して目標量確保に取り組んでいるところである。

その他

【問1】で「1 同計画の策定の義務付けを廃止すべき」若しくは「2 同計画の策定の義務付けは努力義務規定又は「できる」規定とすべき」と回答した団体
--

●【佐賀県】

法第11条第7項の規定に基づき、これまで同様、献血の普及啓発等、献血により受け入れる血液の目標量を確保するための取組を行っていく。

問3（問1で「4」を選択した団体はお答えください。）

見直しについて、献血推進調査会では、議論の中で、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については毎年度変更することが必要ではないかとの見解が示されているところです。

これを踏まえ、見直しについて、「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」のみを毎年度変更し、その他の「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」は、必要が生じたときのみ変更するという見直し案を検討することとしています。これについて、貴団体はどう考えますか。

- 1 賛成
- 2 反対

1 賛成	21団体	(95.5%)
2 反対	1団体	(4.5%)

計 22団体

(※構成比は、問1で「4」を回答した22団体を100%とします。)

(※構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100%とはなりません。)

(※愛知県は積極的な賛成・反対ではないため、総数に含めず、下記に意見のみ掲載します。)

(※長崎県は条件付きで賛成であるため、上記賛成票には含め、下記に意見を掲載します。)

●【愛知県】

県献血推進計画を策定するにあたり、採血事業者から採血計画(案)の提供を受けているが、その数値が現実的或いは妥当な数であるのか、県単独では評価できないため、提供された数値をそのまま受け入れざるを得ないのが現状である。

よって、採血事業者から県に寄せられる各計画数の協議依頼についても意義は薄いと感じる。そのため、国と採血事業者で各都道府県の採血計画等を作成し、各都道府県の血液の確保目標量や目標献血者数を盛り込んだ国の献血推進計画を策定していただきたい。

そのうえで、各都道府県はその計画を達成するために、「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」及び「その他献血の推進に関する重要事項」について、献血推進協議会にて各関係団体と協議したうえで都道府県計画として策

定するものとする。

●【長崎県】

賛成だが、令和4年度第3回献血推進調査会の資料2-1で国が示した「献血推進計画の在り方について（案）」の「都道府県と各地の血液センターの協議時に合意した量をもって、県計画における献血により確保すべき血液の目標量とすることも可能とする」との記載のとおり、献血目標量について、県としての意見を反映できる体制が図られることが、条件です。

（問3で「2 反対」を選択した団体）

上記見直しに反対との回答の場合、どのような見直し方法があるのか以下にお聞かせ下さい。また、他の方法による見直しが可能な事例がありましたらお聞かせ下さい。（必須記載）

●【滋賀県】

「当該年度に献血により確保すべき血液の目標量」については、採血事業者の献血受入計画作成時に、各ブロック間で調整済みであり、管内各都道府県に目標量を示された段階で、数値の変更は難しいというのが実情です。

現状は、この示される目標量を待って、県献血推進計画（以下、「県計画」という。）を作成しているため、県計画案を県献血推進協議会に諮る時期が2月～3月となります。

当該時期は、議会開催中かつ年度末ということもあり、協議会の日程調整に難航することに加え、承認いただいた県計画を対外的に示す時期が翌年度にずれ込むことになりかねません。

については、県計画において献血受入計画と異なる目標量を示す裁量の余地はないことから、県計画には目標量の記載をせず、「献血に関する普及啓発その他の血液目標量を確保するために必要な措置に関する事項」および「その他献血の推進に関する重要事項」を定めることとし、必要が生じたときに変更する方法がよいと考えます。

目標量は、推進計画と切り離し、別に示すようにすれば、県計画の策定スケジュールに影響を与えることなく、かつ、血液法第5条に定める地方公共団体の必要な措置を果たしているといえるのではないのでしょうか。